

建築文化に関する検討会議（第1回）

日 時：令和5年3月16日(木)
10:00～12:00
場 所：国立近現代建築資料館
(一部、オンライン)

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 我が国における建築領域の状況について 等
- (2) 意見交換

【配布資料】

- 資料1 建築文化に関する検討会議 委員一覧
- 資料2 事務局説明資料（我が国における建築領域の状況について）
- 資料3 佐々木委員 御提示資料
- 資料4 西尾委員 御提示資料
- 資料5 堀川委員 御提示資料

建築文化に関する検討会議 委員一覧

石井リーサ明理	照明デザイナー
隈 研吾	建築家
後藤 治	学校法人工学院大学 理事長
佐々木 葉	早稲田大学理工学術院 教授
佐藤 主光	一橋大学教授・政府税制調査会委員
鈴木 京香	俳優
西尾 洋一	Casa BRUTUS 編集長
堀川 斉之	大成建設株式会社設計本部 シニア・アーキテクト
三浦 展	株式会社カルチャースタディーズ研究所 代表取締役
山崎 鯛介	東京工業大学博物館副館長・教授

(五十音順、敬称略)

第一回建築文化に関する検討会議（事務局問題意識）

（我が国における建築領域の状況）

- 古来、我が国において名建築は種々存在。最近では、近現代の名建築の取り壊しも見られる。有効な保存・活用が重要と考えられる一方、新築によるノウハウや技術確立・継承も考えるとバランスが重要
 - 「取り壊しと新築」から、「①維持・保存、②創造的再生・活用、③新築の好バランス」を考える必要があるのではないか？

- 文化財の保護を行う仕組みの下では、例えば、有形文化財、史跡、伝統的建造物群地区（伝建地区）といった制度が存在するが課題もある。
 - 法制度の対象とならないものについて、文化の維持・保存という観点からの関与は基本的でない。
 - 文化財という観点からは、建築より 50 年～60 年が過ぎて検討のスコープに入る相場観か。

- このため、①文化財保護法による登録・指定の前段階のものや、②（保護建築（物）の周囲で）登録・指定されないもの等につき、価値の棄損や滅失が生じ易い状況。
 - “文化財予備軍”とでも言うべき建築物の保護・活用も積極的に進む社会作りを目指すべきではないか？諸外国の状況もよく確認する必要があるのではないか？

- いずれにせよ、我が国が文化立国として 21 世紀も半ばに向かうに当たり、我が国の建築に関する扱いのあり方を検討、確立、実践していくことが不可欠ではないか。

(文化政策的観点から見た建築領域の現在の位置付け等)

- 現行、建築に関して、一気通貫・横断的な形で文化的概念は必ずしも確立しきれていないのではないか。行政機関側の体制も、例えば文化庁を見ると関連の部局が各々、特定の観点毎に建築に関与している状況（建造物や史跡の保存等を担当する部局や、文化財の活用を推進する部局、アーカイブを行う国立近現代建築資料館等）。

- 政府全体でも、国土交通省による関連の業所管や都市計画行政の所管等、経済産業省による住宅建造物の製造等に関する業所管など関係省庁が各々の観点から関与している状況。
 - 個々の建築に対する評価は、世界的にも高いと考えられるのに対し、建築に係る俯瞰的な魅力や強みを整理し、建築に係る一連の“文化”を世界に打ち出しきれていないのではないだろうか？

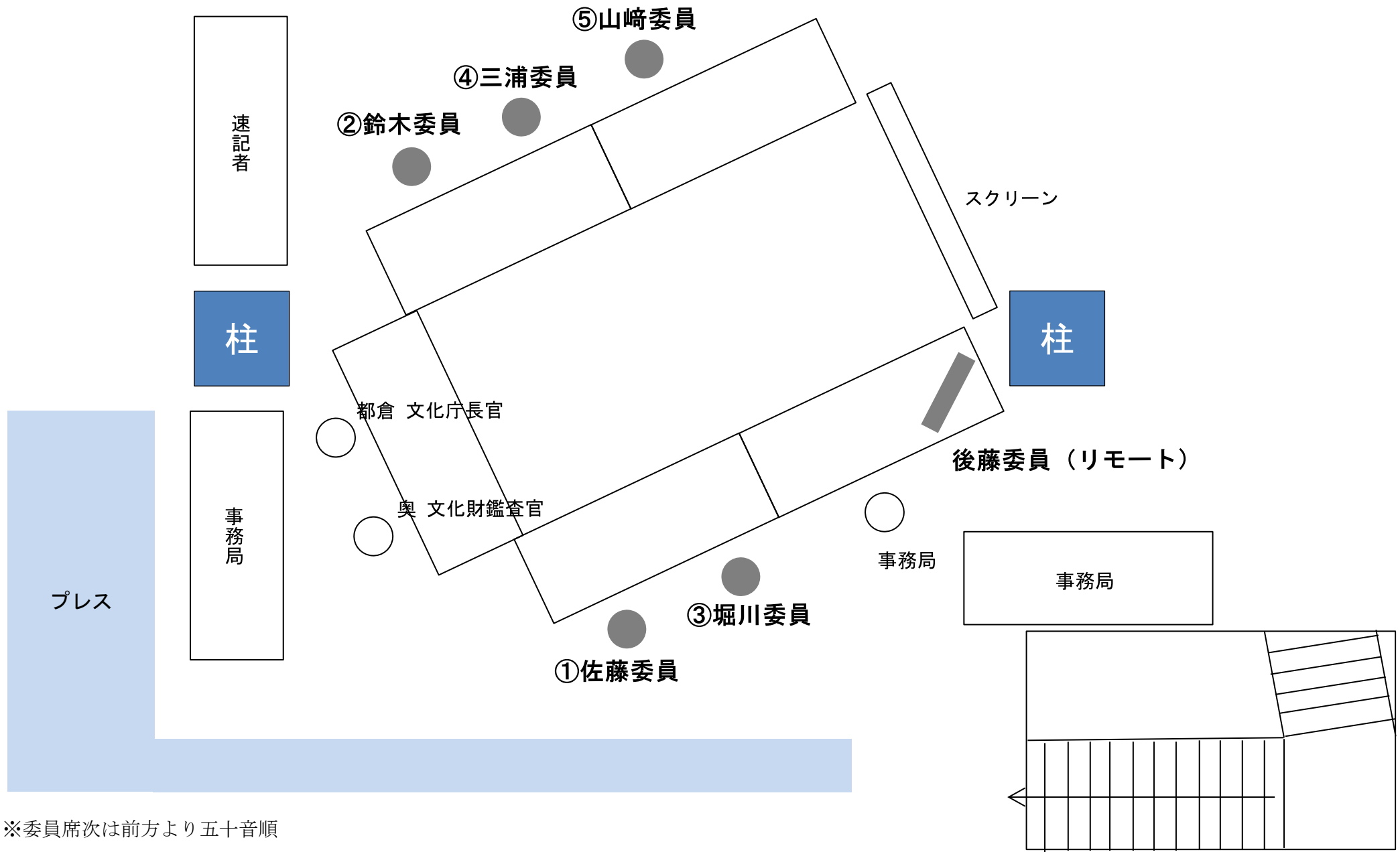
(今後に向けて)

- 我が国の今後の文化行政の一環かつ重要な視点として、建築物、周辺のランドスケープ（風景、街並み）に総合的に関連して「建築文化」という概念を意識していくことが重要ではないか。

- （建築に対する世界の評価の高さを考えるに）我が国が今後、21世紀の半ばに向かう中で、建築領域は、世界に対して誇るべき、また維持・発展させるべき強力な文化的魅力の一つであると再認識するべきではないか。

- 建築物、周辺のランドスケープについて、「資産」としての認識を様々なステークホルダーが明確に持つべきではないだろうか。

建築文化に関する検討会議(第1回) 座席表 (令和5年3月16日10時00分~12時00分)



※委員席次は前方より五十音順